

藤井寺市告示 第 136 号

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達不能のため国民健康保険法第78条の規定により公示送達する。

記

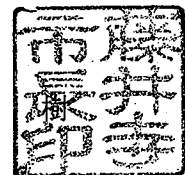
送 達 を 受 け る べ き 者		書 類 の 名 称	備 考
住 所 又 は 所 在 地	氏名又は名称		
	DANG TIEN DUNG	令和8年度国民健康保険料納付通知書	

上記の書類は保険年金課で保管し、当該書類の送達を受けるべき者に当該書類をいつでも交付する。

令和8年10月5日

藤 井 寺 市 長

岡 田



注意: 上記の書類を受領しなくても、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、当該書類の送達があったものとみなす。